

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

平成 31 年 4 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年1月16日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成31年1月16日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・ 福井新聞
- ・ 中日新聞
- ・ 朝日新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- | | |
|-----------|----------------|
| ・ 広報南えちぜん | 1月号（No.169）P13 |
| ・ 広報つるが | 2月号（No.924）P13 |
| ・ 広報ながはま | 1月号（No.156）P12 |
| ・ 滋賀夕刊新聞 | 平成31年1月20日（日）付 |

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・ 当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 12 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 | (滋賀県大津市) |
| ・ 滋賀県湖北環境事務所 | (滋賀県長浜市) |
| ・ 長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課 | (滋賀県長浜市) |
| ・ 長浜市北部振興局 | (滋賀県長浜市) |
| ・ 長浜市余呉支所 | (滋賀県長浜市) |
| ・ 福井県安全環境部環境政策課 | (福井県福井市) |
| ・ 敦賀市役所環境廃棄物対策課 | (福井県敦賀市) |
| ・ 南越前町役場 | (福井県南越前町) |
| ・ 南越前町今庄事務所 | (福井県南越前町) |
| ・ 南越前町河野事務所 | (福井県南越前町) |

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/>

(4) 縦覧期間

平成 31 年 1 月 16 日 (水) から平成 31 年 2 月 18 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 12 名であった。

(内訳) 滋賀県環境政策課	2 名
滋賀県湖北環境事務所	0 名
長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課	1 名
長浜市北部振興局	3 名
長浜市余呉支所	1 名
福井県安全環境部環境政策課	0 名
敦賀市役所環境廃棄物対策課	2 名
南越前町役場	2 名
南越前町今庄事務所	1 名
南越前町河野事務所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成31年1月24日（木）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：今庄地区公民館 堺分館（福井県南条郡南越前町大門8-2-3）
- ・ 来場者数：14名

- ・ 開催日時：平成31年1月25日（金）14時00分から15時30分まで
- ・ 開催場所：中河内集会所（滋賀県長浜市余呉町中河内86-1）
- ・ 来場者数：26名

- ・ 開催日時：平成31年1月25日（金）19時00分から21時00分まで
- ・ 開催場所：長浜市立余呉文化ホール（滋賀県長浜市余呉町中之郷2434）
- ・ 来場者数：40名

- ・ 開催日時：平成31年1月26日（土）19時00分から21時00分まで
- ・ 開催場所：プラザ萬象会議室（福井県敦賀市東洋町1-1）
- ・ 来場者数：14名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 1 月 16 日（水）から平成 31 年 3 月 5 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 13 通、意見総数は 74 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は74件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1点目、山の開発工事、特に山頂付近の開発工事は、必ず川に影響します。事業地が影響する河川は高時川、姉川ですが、高時川には、丹生川漁業協同組合、杉野川漁業協同組合、高時川漁業協同組合があり、夏はアユ、アマゴ、イワナの放流増殖の漁業を行っております。姉川には南浜漁業協同組合があり、アユ漁のヤナが3カ所あります。川が少しでも濁れば全てアユ漁に影響します。我々漁業者はこの開発工事並びに開発された山肌により山の土が流れ出し、川が濁るのが一番心配していることです。川をこの開発で絶対に濁してほしくなく思っております。昔から、丹生川のアユは、味が良く近畿一円の釣り客に人気があり、京都の料亭にも出荷されております。これは、丹生川は水質が良く、アユが食べる良い苔が育つためです。 ご存知かもしれませんが、開発工事予定地区は、ベルクススキー場がありますが、我々漁業者は、スキー場のずさんな開発工事によって、十数年間悩まされました。ようやく濁りが出なくなったら、今度はスキー場が倒産し、グレンデの管理がされなくなり、沈砂池や土留めが崩れ、昨年、一昨年の台風の集中豪雨により大量の土砂が流れ出し、高時川は1か月濁りが取れませんでした。川が濁れば、びわ湖も濁ります。国土交通省のヘリコプター調査に同乗し濁りを調査しましたが、姉川下流から琵琶湖の北湖は黄色く濁っているのが確認できました。全てスキー場から流れ出た泥です。県知事意見書でも水環境への影響を心配しておりますが、このことを十分配慮頂き、環境影響評価方法でも、関係者にもっと詳しく、どこでどんなことをするのか、説明が必要でないのか、単に説明会を開いた実績を残す、いわば「帳面消し」にしてほしくありません。	スキー場の開発工事により土砂流出が起き、河川の濁りが生じたとのこと話は耳に入っておりますが、詳細まではまだ把握できておりません。どこから、どのような原因でこのような濁りが生じたのかを、調査と並行して可能な限り把握し、事業計画に反映していきたいと考えております。 ご意見の中に記載いただいている国土交通省の調査等、これまで実施されてきた調査についても関係部署への情報収集に努めます。 現状の事業計画は、改変箇所の詳細などは検討しきれていないため、準備書で調査結果と併せてお示しする形になります。現時点でお話できる内容を方法書説明会にてお話しておりますが、より詳細な計画も準備書の段階等、しかるべきタイミングで地元住民の方へご説明する予定です。 また、スキー場の場合倒産し管理がされなくなったとのことですが、本事業が実現した場合には、固定価格買取制度が導入されていることにより、売電収入の長期的な見通しが維持できることで、経営状況が安定します。経営状況が安定すれば、管理用道路を含めた運転保守体制をさらに強化し、故障等を減らすことで、風車を長期に渡りしっかりと維持することができると考えておりますので、倒産による管理放棄等といったリスクも非常に小さいと考えております。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	2 点目、25 日の説明会でもお聞きしましたが、工事残土は持ち出さない、残土は作業道建設に使ったり、残土置き場で処分するとのことでしたが、これも川を濁す原因となります。昨年、一昨年の集中豪雨で既存の林道がだいぶ崩れています。一部、川の濁りに影響した箇所もありましたが、大半は高時川には影響しませんでしたので安心したところですが、建設予定の山に作業道を建設すると山肌がむき出しになり、大雨で必ず崩れます。特に大型重機や大型車両が通る作業道と思われますので、幅員も広く、また無理に直線にされるために、谷や沢に影響することは必定です。どのように対策されるのか、沈砂池を設置するとの回答でしたが、どこにどんな沈砂池をつくるのか、近年の集中豪雨では、2 日間で 600 ミリからの雨が降る地域でもあります。一昨年は 50 年に 1 度の大雨でした。少々の沈砂池では泥が溢れ出てしまいます。近年は気候変動が激しくなっており、今後どんな雨が降るかわかりません。そのことを含めもっと説明が必要と思います。	沈砂池をどのように設置するかについても、調査、予測及び評価の結果等を踏まえて検討していくことになります。 集中豪雨による影響や作業道の建設については防災という観点での検討をすることになりますので、アセスメントとは別軸とはなりますが、今後、林地開発許可制度等の許認可手続きの中で、災害の防止、水害の防止、水の確保及び環境保全を満たしているか否かの審査を受け、着工することになります。 防災という観点での事業計画については詳細設計を行った上で、具体的にご説明していきたいと考えております。
3	低周波の魚類への影響はなぜ調査されないのか、海にある風力発電では、発電タワーの周囲 1km から 1.5km に魚がいなくなるとあります。今回の調査は含まれておりません。アユは敏感な魚です。評価方法にぜひ加えていただきますようよろしくお願いします。	洋上風力発電施設の場合、工事等で水中音が発生する場合がありますため、それらが影響を及ぼす可能性があるということで調査がされております。 今回のように陸上で風車を設置する場合、空気中から水中への音の影響があるかということが焦点になりますが、低周波音も含め、稼働音は水面でカットされるため、水中へはほぼ伝わりませんので、影響が生じることは考えにくいとの認識です。
4	4 点目、滋賀県の北部は豊かな自然と文化が残る所です。この開発計画は、地域の動物、鳥類、魚類、植物、人間、全ての自然に影響を与えるものです。エ事期間の一時的な影響調査でなく、事業期間を通じた影響調査も必要と思います。どのようなお考えなのかお聞かせください。 商業ベース優先でなく、地域への影響も十分考慮し事業規模縮小も含め検討されることを望みます。	今回の事業は環境影響評価法に基づいた環境影響評価を実施します。法律上、国や県の審査を受けることになるのですが、もし審査でアセスの結果を受けて工事中や供用後の状況も把握しておくべきとされた場合には、事後調査を指定された期間実施することになります。 また、地域への影響も考慮して、事業区域のさらなる絞り込みや風車設置数の見直し等を含む事業計画の検討を引き続き行います。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	・大規模な面積の開発である場合、山林伐採等により山林の保水性が低下し、河川（高時川）の影響を懸念する。河川下流部で農業用水として利用していることから安定した河川水量を望む。	今後、現地調査や事業計画の熟度を高めていくにあたり、山林の保水機能も念頭に入れ、開発面積を必要最低限に留めるよう検討してまいります。
6	・工事中の濁水による河川への影響を心配する。方法書では濁水の調査を実施して確認するとされているが細やかな確認と即した対応を望む。	ご懸念の工事中の濁水による河川への影響については、河川への影響を低減するための保全措置をしっかりと検討するとともに、工事中も濁水の有無について監視する体制を取り、濁水の影響を最小限に留められるよう対応してまいります。
7	・近年、山林荒廃などから、河川内への土砂の流出が著しく、それに伴い水路への堆積土砂も増加している。今回の工事においてもその影響が懸念される。有効な対応を望む。	森林の開発に当たっては、関係行政機関と十分に協議を行い、工事中に水路への土砂の流出を低減させる保全措置（土砂流出防止対策）についても、しっかりと検討してまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	方法書を拝見させて頂きました。 万が一事故が発生した場合、人類の力で対処できない原子力発電と比較すると、風力発電による建設による、多少の自然環境への影響は、受け入れるべきであると思います。 人間生活を行う上で電気は必要で、火力発電でも地球に負荷を与えているので、電力を作る上で、まったく影響がないものはないと思います。 そういった意味で、余呉・南越前での風力発電は、多くの方が期待しています。 ただし、自然破壊又は自然への影響は少ないことにこしたことはありません。 そのためには、しっかりと調査を行い、多くのデータから最小限の自然への影響の回避を計画してください。 杓子定規な、形式的な調査をされると、信頼関係がなくなります。 今回の事業へ期待又は応援している人々は多いと思います。 よろしくお願いします。 また、植物や鳥類、への影響は多少の犠牲は仕方ないと思いますが、人体への影響はそうは、いきませんので、人家から遠ざける及び水は汚さないなどは、重点的に影響の調査と回避策を検討してください。 追申、極端に申しますと、建設段階～稼動中に多少の環境への影響があっても、将来撤去後に自然が再生されるものは受け入れの対象だと思っています。原子力の事故は全てを失うわけですから。 杓子定規ではない、徹底した調査を期待します。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、本事業へのご期待に沿うよう、しっかりと調査を進めて参ります。自然環境や生活環境に関する調査や事業の具体化の検討につきましても、有識者へのヒアリングや、地域の方々とのコミュニケーションなどを通じて、できるだけ丁寧に行っていく所存です。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	事業の期間は？ 事業期間満了後の施設は？	事業期間は政府が固定価格買取制度（FIT 制度）で定める 20 年間で予定しております。事業期間終了後は、一部部品を交換することや新しい風車に置き換えることで、引き続き事業を継続することを考えております。事業を終了する場合は、事業者の責任において撤去します。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	南越前町側からみれば、日野川の源流地域であるため、工事中の河川環境の維持が必要である。工事計画の前に現地での風力調査、発生音の影響調査等何度も、観測地を変えて調査し、検討されたい。地元民へのていねいな説明も実施して頂きたい。 尾根を削ることもしっかり説明して頂きたい。	工事中の濁水による河川への影響については、河川への影響を低減するための保全措置をしっかりと検討するとともに、工事中も濁水の有無について監視する体制を取り、濁水の影響を最小限に留められるよう対応いたします。 事業区域の風況については、今後も引き続き複数個所で調査を行い、その結果等を踏まえて、事業を計画してまいります。また、風車騒音等についても、環境影響評価による調査や予測・評価をしっかりと行い、調査の結果や事業計画の進捗状況を説明する場を設けるなどして、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	・対象地域近くの国道 365 号は、板取～栃木峠間で冬期通行止になる豪雪地である。積雪時にトラブルがあってもメンテナンスにいけないような所に風力発電を作っていいか。	本事業地が、豪雪地帯であることは承知しております。風力発電施設稼働中のメンテナンスについては、春から秋にかけて集中的に実施していく予定です。冬季については、冬季通行止めの規制のない場所までは車で移動し、そこからは、スノーモービル等を利用して風力発電施設までアクセスし、巡視を行ってまいります。その巡視の中で、トラブルが確認された場合には、除雪車等を手配し、適宜対応する予定としております。
12	・木ノ芽峠・鉢伏山付近には、中世の山城である木ノ芽城砦群がある。遺構をこわすような可能性はないか。	ご指摘の木ノ芽城砦群については対象事業実施区域には含まれておらず、改変の可能性はないためこれらを壊すおそれはないものと考えております。 対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地として栃ノ木砦遺跡、虎杖城跡が位置していることを把握しておりますので、これらやその他未周知の埋蔵文化財については文化財保護法に基づき、関係機関と協議しながらしるべき対応を行います。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	1. 事業実施区域の近くには、柳ヶ瀬断層、奥川並断層等の大きな活断層があり、その活断層が活動し地震が発生して風力発電機の倒壊や造成地や機材搬入路等の崩壊による環境破壊も考えられるので、その活断層が活動した場合の地震の規模や風力発電設備への影響について調査、解析を実施する必要があるのではないか。 また、事業実施区域にも柳ヶ瀬断層、奥川並断層等に連動する活断層がある可能性も十分考えられ、その活断層の活動により地震が発生して風力発電機の倒壊等による環境破壊も考えられるので、事業実施区域の活断層の調査を実施する必要があるのではないか。 もし、事業実施区域に活断層があれば、風力発電機の設置場所の変更も検討する必要があるのではないか。	風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地における地盤状況を調査し、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。
14	2. 風力発電設備の建設や機器搬入路等の工事、建設に併せて樹木の伐採及び大規模な地形改変が行われることから、近年の気候変動によるゲリラ豪雨や地震等の自然災害により、事業実施区域と周辺地域に山崩れや土砂流出・自然破壊等が発生する恐れがあると考えられることから、工事中並びに発電設備供用開始後も含めて、樹木の伐採及び大規模な地形改変等によるその様な恐れ・影響が無い事業実施区域のボーリングによる地質調査の実施等も含めて十分に調査し検証する必要があるのではないか。	防災に関する事項については、関係機関との協議を行い進めてまいります。また、今後の環境影響評価の結果や、詳細の測量等の結果を踏まえ、風力発電設置位置を決めた段階で、ボーリングによる地質調査を実施します。その調査結果を踏まえて、風力発電機の具体的な強度設計を行ってまいります。
15	3. 事業実施区域には、特別天然記念物のニホンカモシカが生息していると考えられるので、その生態系への風力発電設備や機器搬入路等の工事の実施による影響や風力発電設備の稼働による影響を調査する必要があるのではないか。	現地調査においてニホンカモシカを含む動物の生息状況を把握し、ニホンカモシカ等の重要種に対する影響を予測評価してまいります。
16	4. 事業実施区域は、ツグミ等の渡り鳥の飛翔も多く、渡りのルートになっていることから、時期や時間別に飛翔方向や高度を十分調査し、風力発電事業における鳥類の生態系への影響について調査する必要があるのではないか。	渡りのルートとなっているという点については専門家からも情報をいただいておりますので、渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する定点観察調査を実施し、渡り鳥への影響を予測及び評価してまいります。
17	5. 事業実施区域は、猛禽類の渡り鳥であるサシバやツミ等が風車の高さ付近を飛翔しており、バードストライクの発生が予想されるので、そのサシバやツミ等の飛翔状況等の生態を十分に調査するとともに、風車の影響を評価する必要があるのではないか。 また、バードストライクの予想される場所においては風力発電機の設置場所の変更も検討すべきではないか。	サシバやツミについても、No. 16 の回答のとおり定点観察調査を実施し飛翔状況等を把握し、得られた結果を元に、これらの鳥類に対して衝突確率の算出等を行い、風車の稼働時の影響を予測及び評価いたします。その評価結果を踏まえ、風力発電機の設置場所の変更等、事業計画を再検討してまいります。
18	6. 事業実施区域近くには、「国内希少野生動植物種」に指定され、国や県のレッドデータブックにも掲載されている猛禽類クマタカの生息が確認されているため、事業実施区域にクマタカが生息していないか、また、繁殖テリトリー（営巣地・交尾場所・監視場所・旋回場所・餌場等）が無い調査・確認するとともに、あれば1ペアずつ繁殖テリトリーを割出して、それが風力発電機の設置予定範囲にかかっていないか具体的に調査、解析する必要があるのではないか。 もし、繁殖テリトリーがあれば事業実施区域の変更・見直しや事業の中止も考える必要があるのではないか。	今後、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠して、現地調査を実施し、当該地域におけるクマタカの利用状況や繁殖状況について把握し、これらの現地調査結果を基にクマタカに対する影響予測を行います。周囲に生息しているペアが確認された場合には、行動圏についても解析を行い、その解析結果を踏まえ、事業実施区域の変更・見直し等、事業計画を再検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	7. イヌワシについても事業実施区域近くに飛翔が確認されているため、テリトリーの調査を行う必要があるのではないか。	今後、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に準拠して、現地調査を実施し、当該地域におけるイヌワシの飛翔状況及び利用状況について把握することとしております。その結果、周囲に生息しているペアが確認された場合には、専門家からのご意見をお伺いした上で、さらなる調査方針を検討してまいります。
20	8. 事業実施区域には、旧今庄町の町の花となっていたシャクナゲの群生地もあると考えられるので、機器搬入路や風力発電設備の工事並びに設置が、生息環境への影響がないか調査する必要があるのではないか。	今後、植物についても現地調査を実施し、重要な種以外にも、注目すべき生育地となるようなシャクナゲの群生地等が確認された場合には、搬入路や風力発電機の工事並びに設置による影響として調査及び予測を行います。
21	9. 主要な人と自然と触れ合いの場の調査地点は、日常、人が利用しない南越前町八飯の「八坂神社」より、南越前町の観光コースとなっており、毎日、多数の観光客や地元住民が利用する南越前町大門にある「今庄そば道場」・「堺地区体育館とスポーツ施設」と南越前町板取の「板取宿・関所」の 2 つの調査地点にしてはどうか。	ご指摘の箇所については人と自然との触れ合いの活動の場としての利用がされているか等を文献等で確認し、追加するかどうか検討いたします。
22	10. 景観調査地に南越前町の観光地となっており季節を通して、利用者・環境客の多い「今庄スキー場」「今庄 365 温泉やすらぎ」や、南越前町の観光コースとなっており登山客が多い「夜叉ヶ池」とそれに連なる「三国岳」の 4 地点を追加して、眺望、景観調査をする必要があるのではないか。	「今庄スキー場」「今庄 365 温泉やすらぎ」については文献等を確認し、眺望利用ではなくあくまでスキーあるいは温泉の利用のために利用者が訪れていること、鉢伏山を調査地点として選定していることから調査地点としておりません。 「夜叉ヶ池」については現地を確認したところ、事業地を視認できなかったため調査地点といたしませんでした。 また、「三国岳」については利用状況を確認したところ、夜叉ヶ池から三国岳にかけての道が廃道となっており、利用者は少ないとの情報を得たため、調査地点としておりません。
23	11. 事業実施区域並びに周辺の土地は、保安林があり福井県が実施している「分収造林事業」も実施されているが、風力発電設備の建設や機器搬入路等の工事、建設に併せて樹木の伐採及び大規模な地形改変が行われることから、地形改変やそれによる水脈の変化や土砂流出等の影響により、保安林や「分収造林事業」の森林の立ち木枯れ等による資産価値低下や保安林効果の低下等の状況が発生することが懸念されるので、本事業を進めることにより事業実施区域並びに周辺の土地の保安林や福井県が実施している「分収造林事業」に対して、その様な状況が発生する事が無いか工事中並びに風力発電施設の供用開始後も含めて十分な調査確認を行い、検証する必要があるのではないか。	保安林や分収造林については、福井県の関係部署と事前に協議を行いながら、計画の具体化や必要な調査を行ってまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	自然環境を守る様な設置をお願いしたい。風力発電はドイツやデンマークなど北欧においては、さかんにおこなわれ、ドイツにおいては脱原子力もおこなわれている。日本においても、脱原子力や脱化石燃料になるクリーンなエネルギーで、ぜひすすめてほしいものである。 ただ環境を守りながらクリーンなエネルギーを作っているほしい。特に生態系をこわさず、自然を守りながらぜひ進めてほしい。	ご意見を踏まえ、本事業及び本事業の環境影響を進めてまいります。
25	(1) 重要な植物群落や福井県のすぐれた自然地区には設置をしない事を求めたい。	重要な植物群落や福井県のすぐれた自然に指定されている箇所については、原則として、直接改変の回避に努めますが、当初より変化している箇所もみられることから、現地調査で現状を把握した上で、これら注目すべき生育地に対する影響予測を行います。
26	(2) 騒音や振動が、病院や集落に影響を与えない様に求めたい。	騒音や振動については調査、予測及び評価を行い、病院や集落への影響を十分低減又は回避する事業計画としてまいります。
27	(3) 日野川の元であるので水の濁りや、汚染にも気をつけていただきたい。グリーンパワーインベストメント社は米国の資本が加わっている事には、疑問を感じる面があり、日本のエネルギーや日本の環境や国土を守るのは日本の会社であるべきと考えます。米国の資本をかりない、市民にお金を求めたりする方法もあると思う。	水の濁りや汚染については十分に気を付けてまいります。また、世界的に導入拡大が進む再生可能エネルギーの最先端の知見やノウハウを日本国内の風力発電の導入に生かすべく、再生可能エネルギーを専業としている米国企業をパートナーとして、資本関係を結んでいるものです。米国企業だからといって、日本の環境や国土を無視した事業を行うことは決してありません。日本の国土の適切な発展のために、ともに努力してまいりたいと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
28	日本イヌワシ研究会は、1981 年の発足以来、わが国で絶滅の危機にあるニホンイヌワシ（以下、イヌワシ）の研究と全国規模での生息地保全に取り組んでいます。当会の調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が 10% 台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがいが、この 30 年で 100 つがいを越えていること等が明らかとなっています（日本イヌワシ研究会 2017）。 1. イヌワシとクマタカへの影響について （仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業の実施想定区域（以下、予定地）は、イヌワシが利用しており、近傍に生息するイヌワシつがいの行動圏の内側に位置する可能性があります。また、予定地の周辺に生息するクマタカは、10 つがい以上と推測されます。当会は、周辺に生息するイヌワシならびにクマタカへの影響について、下記のように予測します。 <予測される影響①衝突死による個体の損失> 近年の予定地周辺におけるイヌワシの生息情報は多くありませんが、近隣在住の観察者によって、2016 年 10 月上旬に予定地内を飛行するイヌワシ成鳥（ハンティング行動と考えられる）が確認されており、予定地から 10km 以内に 2 つがいのイヌワシの営巣地があります。岩手県の釜石広域ウィンドファームでは、イヌワシの衝突死が、巣から 18km 離れた場所で発生しており、当該予定地においてもイヌワシが衝突死する危険性が高いと考えられます。また、クマタカについては、複数つがいが予定地を利用しているため、イヌワシよりもさらに衝突死の危険性が高いと考えられます。 イヌワシならびにクマタカのような絶滅の危機にある高次捕食者の野生生物にとって、人為による個体の損失はあってはならないことです。このことは、イヌワシならびにクマタカが種の保存法によって国内希少野生動植物に指定され、「個体の殺傷・損傷が禁止」されていることから明白であり、事業者は法を遵守しなくてはなりません。 <予測される影響②生息地改変による繁殖への悪影響> 予定地は、イヌワシとクマタカの重要なハンティングエリアや高利用域と重複する可能性があり、事業による自然環境の改変が、両種の生息地としての質の低下を招き、繁殖成功率の低下をはじめとする重大な影響を及ぼす恐れがあります。 <予測される影響③生息地情報の漏洩による悪影響> 事業計画に伴うイヌワシならびにクマタカの生息状況調査の実施により、生息地情報が一般に漏洩し、繁殖活動等を妨害するカメラマンによる被害等の発生が懸念されます（須藤 2013）。	いただいたご意見を踏まえ、今後現地調査を実施していく中で、イヌワシ、クマタカの当該地域における飛翔状況や営巣状況、利用状況等の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、専門家への意見聴取も実施し、事業計画について慎重に検討致します。また、生息地の情報については慎重に取り扱います。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	2. 調査, 予測, 評価手法について 方法書では「2 営巣期を含む 1.5 年間」の現地調査を実施する計画になっていますが、イヌワシならびにクマタカは、幼鳥が巣立ちした場合と巣立ちに至らなかった場合では、行動や利用場所等が異なります。猛禽類保護の進め方（環境省 2012）に従い、「繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 営巣期」の調査を実施すべきです。 イヌワシならびにクマタカへの影響予測の手法として、主に定量的に評価する計画になっていますが現地調査で得られる情報は、両種の生活のごく一部でしかないこと、不確実性の大きい予測であること等を勘案し、定性的な評価も取り入れるべきです。	対象事業実施区域周囲に生息しているペアが確認された場合には、「繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 営巣期」の調査を実施致します。また、衝突リスクについては「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）、行動圏については「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に基づき、予測を行うこととしておりますが、一方で定性的な評価についても検討致します。
30	3. 配慮書への意見に対する事業者の見解について 滋賀県知事意見では、「重大な影響を回避または十分に低減できない場合には本事業の取り止めを含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。」を求めています。しかし、事業者の見解では、「本事業の取り止めを含めた」が削除され、「重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、事業計画の抜本的な見直しを行うこと。」と記述されています。また、当会の意見においても、中止を含めた抜本的な見直しを求めています。これに対する事業者の見解は示されていません。これらのことから、事業者は計画の取り止めを選択肢に含めないで、強引に事業を進める考えであることが読み取れます。 このような不誠実とも言える見解を改め、滋賀県知事ならびに専門家集団である当会の意見において、「取り止め」と「中止」が明記されたことを重く受け止め、真摯に対応することを求めます。 【参考文献】 ・環境省（2012）「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて―」 ・日本イヌワシ研究会（2017）全国イヌワシ生息数・繁殖成功率調査報告（1981-2015）. Aquila chrysaetos 26 : 1-16. ・滋賀県（2002）「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」 ・須藤明子（2013）イヌワシの保全と生息地管理「日本のタカ学」（樋口広芳 編）東京大学出版会，pp. 257-280.	配慮書への滋賀県知事意見への見解としても記載しましたとおり、重大な影響を回避または十分に低減できない場合は、事業計画の抜本的な見直しを行います。環境影響評価での調査、予測及び評価の結果を踏まえた環境配慮を実施することにより、事業性が確保できなくなる場合には、必然的に事業を取り止める判断をすることも考えられます。 配慮書での見解については、重大な影響を回避または十分に低減できない場合でも、事業の取り止めを検討せずに、強引に事業を進める考えではないかと受け止められる見解であったというご指摘と受け止め、真摯に対応してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	貴重なご意見を頂きありがとうございます。頂きましたご意見も踏まえて、現地調査を実施し、予測評価を行ってまいります。
32	1. 方法書においてコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。しかし、「最近の研究において、ヒナコウモリは最も個体数が多い種ではないかということが分かってきた」という研究報告は無い。	コウモリ類について、ヒアリングを行ったことに際し、評価いただきありがとうございます。 ご指摘いただきましたヒアリング内容は、研究報告に基づいた内容ではなく、最近の報告等の結果を勘案した専門家の所感になります。誤解を与える表現となり申し訳ございません。
33	2. 捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛翔状況の記録を取る必要がある。	捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の確認に努めます。
34	3. コウモリ類の音声モニタリング調査は「春季、夏季及び秋季の各季において各季 1 か月の連続したデータを記録する」のではなく、「春季から秋季にかけて連続して記録する」ことが重要である。なぜならば、コウモリ類の生態学的季節変動は 1 か月単位で捉えられるものではない。	専門家からも「現地調査については、高い箇所と低い箇所にマイクを取り付ける高高度調査における音声取得を年間通じて行うことが望ましい。」とのご意見を頂いていることから、調査期間については検討いたします。
35	4. 50 基の風力発電施設に対して、わずか 2 地点での高所音声調査では事業実施範囲におけるコウモリ類の高所飛翔の動態を把握することはできない。地形を加味し、地上からの高所方向への活動期を通した録音調査を複数地点で実施する必要がある。	音声モニタリング調査地点は風力発電機の設置位置近傍に設定しております。風力発電機を設置する樹林環境の代表的な地点として設定いたしましたが、ご意見を踏まえて、地点数については検討いたします。
36	5. バットディテクターで得られた音声記録の解析に用いる手法を記載すること。	準備書においては音声記録の解析に用いる手法について記載致します。
37	8. 今後の準備書においてはコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果及び予測結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
38	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告(2018)によれば、実態把握サイト（風力発電施設 10 サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体にのぼるとされ、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6 羽)のおよそ 2 倍になる。さらにコウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.	コウモリ類についてはご指摘のとおり衝突のリスクが考えられることから、可能な限り、高高度を飛翔するコウモリに係る現地調査を実施してまいりたいと考えております。その結果を踏まえ、環境影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。
39	■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果及び予測結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
40	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討してまいります
41	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P309「バットディテクターによる音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAD」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米で確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。 ※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）
43	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	得られた結果は、無理に種名を確定せず、グループにわけて利用頻度や活動時間を調査するよういたします。
44	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと。）	現地での状況も踏まえ、頂いたご意見を参考にし、取り扱いを検討いたします。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	■コウモリの捕獲調査について - コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 - ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 - 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 - 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 - 捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 - 捕獲した個体を素手で扱わないこと。 - 冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 - 冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	- コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。 - 捕獲調査時期については有識者からのヒアリングも踏まえ適切に実施いたします。 - カスミ網も使用いたします。 - 捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 - ハーブトラップは夜間複数回見回るようにいたします。 - 捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。 - 捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。 - 冬眠中の個体については覚醒させないよう留意します。 - 冬眠中の個体は捕獲いたしません。
46	■P317 音声モニタリング調査地点について バットディテクターによる飛翔高度調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（50箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	音声モニタリング調査地点は風力発電機の設置位置近傍に設定しております。風力発電機を設置する樹林環境の針葉樹林及び落葉広葉樹林について、調査地点選定時に留意し調査地点といたしました。また、既設風力発電機付近の樹林環境においても同様としております。
47	■p310 音声モニタリング調査の期間について 「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）の期間は春～秋に各季1ヶ月の連続録音をする」、とあるが、「年間たった3ヶ月のデータ」で「バットストライクを予測できる」とした科学的根拠を述べよ。 欧米のマニュアルによればバットストライクの予測は「周年連続して録音すること」が必要とある（Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014）。事業者の「勝手な判断（主観）」により「手抜き調査」を行うのは「適切とは言えない」。	専門家からも「現地調査については、高い箇所と低い箇所にマイクを取り付ける高高度調査における音声取得を年間通じて行うことが望ましい。」とのご意見を頂いていることから、調査期間については検討いたします。
48	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	観察時間については、ご指摘の点に留意して設定いたします。
49	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べることを。	バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するよう致します。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。
51	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」など主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。
52	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タリー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ご指摘も踏まえ、コウモリ類への影響を低減するための環境保全措置は「ライトアップの不使用」以外にも現地調査結果や有識者の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討してまいります。
53	■コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁) 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	今後も、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。
55	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？ 既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること(低減措置)』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	コウモリ類と風力発電機に係る研究については、現在様々な角度で実施されていると思います。それらの知見を適宜収集し、また、専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて効果的な環境保全措置を講じよう、検討してまいります。
56	■コウモリ類の保全措置(低減措置)について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
57	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要だが、事業者はそう思うか？	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
58	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	事前段階における環境保全措置については、事業者の見解 No. 57 に示したとおり、多面的に検討してまいります。
59	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為ではないのか？	事前段階における環境保全措置については、事業者の見解 No. 57 に示したとおり、多面的に検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。
61	■月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」学科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	最新の知見や有識者の助言、現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行ってまいりたいと考えております。
62	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見は要約せず、全文公開いたします。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	1. 計画地域の森林への環境影響の評価 風力発電事業によって、広い面積の森林を伐採することになり、そこで暮らしている動物、生態などに大きな悪影響を与えることになります。しかし、同時に、このプロジェクトの実現によって今まで十分に管理できなかった計画地域の森林が計画的に管理できるようになる可能性もあります。それによって、水循環の維持改善、自然災害防止や二次災害抑制、山火事防止などのような、良い環境影響も期待できると考えられます。計画地域の森林の現状を考えると、管理できなくなることによるリスクをどう考えればよいのでしょうか？逆に、計画地域の森林をしっかりと管理できる場合、環境にもたらす良い効果の評価を具体的にどう考えればよいのでしょうか？	本事業による環境影響については、環境影響評価で、現地調査の結果を踏まえ、その影響の程度を予測し、環境保全措置を検討することで、影響を低減してまいります。 また、地域の森林を計画的に管理できる利点や管理できないリスクを検討するためには、地域の森林管理の現状を把握することが必要と考えておりますが、例えば、本事業が実現し、風力発電施設の管理用道路を有効に活用できれば、地域の森林資源の有効活用ができ、間伐が行い易くなることで、森林を計画的に管理できる利点があると考えております。 今後も、地域の森林計画の把握に努め、今回頂戴している意見について、検討を進めてまいります。
64	2. 地域経済効果の定量評価 御社は、余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業によって地域に様々な経済効果があると訴えていらっしゃいますが、具体的な地域経済効果に関する定量的なデータを提出していただきたい。	本事業は、地域の環境の状況を把握し、その影響を低減するための環境影響評価手続き中であり、具体的な工事計画を策定していない段階です。今後、環境影響評価等の結果を踏まえ、事業計画の熟度を高める中で、ご指摘の点についても、検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	一プロジェクトの設計・投資段階において、企画設計、土木、電気工事、運搬などの作業による直接的な雇用効は(何人ぐらい)を期待できるのですか？ 一事業運営開始してから、20年に渡って継続的且つ直接的な雇用効果は(何人)ぐらい、どのような分野(例えば、サービス・メンテナンス)で期待できるのですか？	まだ風車基数や発電規模も確定したものではなく、具体的な工事計画の策定には至っていない段階になります。そのため、雇用効果についても、現時点で試算するのは差し控えたく存じます。今後、事業計画の熟度を高める中で、今回頂戴している意見について回答できるよう努めてまいります。
66	一事業運営のために地元に特別目的会社(SPC)を設置する予定がありますか？SPCの業務内容はどのような予定ですか？(プロジェクトの資産所有？事業運営？)	本事業運営のために特別目的会社(SPC)を設置する可能性もあると考えております。また、SPCを設置する場合には、その主な業務内容は、風力発電施設の事業運営になる予定です。
67	一事業運営開始してから、20年に渡って、地元の市町村に、事業税、固定資産税などの税収はどのぐらい見込んでいますか？	本事業が実現したら、地元の市町村に事業税や固定資産税を納付いたしますが、具体的な金額については、風力発電機の設置基数や、売電収入によって変わりますので、現段階では、具体的な数値をお示しすることができません。
68	一間接的な経済効果、又は波及効果はどのぐらい期待できるのですか？	単に風力発電施設を運用管理するだけでは、間接的な経済効果や波及効果は、あまり期待できないと考えております。そこで、地域の皆様や関係自治体等と協力しつつ、地域特有の課題や想いを共有した上で、経済効果をみいだすような検討をしていくことが大切であると考えています。今後も、地域の方々とコミュニケーションを図りつつ、地域の課題や想いを汲み取る努力を続けてまいります。そして、最終的には本事業について、地域の皆様に理解いただけるような事業になるよう努めてまいります。
69	一事業運営で得られる収益の一部を寄付の形で地域の利害関係者団体に還元する仕組みを考えていますか？どのぐらいの規模でお考えですか？	まだ具体的にお示しできる段階ではありませんが、今後、地域の方々などとのコミュニケーションを通して、地域の発展に資する取り組みを考えていきたいと考えております。ご指摘の通り、事業収益の一部を寄付することも一つの方法ではあると考えております。
70	一滋賀県の金融機関による融資ファイナンスの仕組みをどのぐらいの規模で考えていますか？	まだ風車基数や発電規模も確定したものではなく、具体的な工事計画の策定には至っていない段階になります。また、個別の金融機関による融資検討に対する回答は差し控えたく存じます。
71	一滋賀県民が何かの形でこのプロジェクトに投資できる仕組みを考えていますか？	上述の通り、まだ事業内容や規模が確定したわけではなく、資金調達などの方法についても、これからずいぶん先の話であり、現時点では回答を差し控えたく存じます。

No.	意見の概要	事業者の見解
72	○第6章表6.2-1(27) 5. 調査期間等②鳥類 c. 鳥類の渡り時の移動経路について以下の修正を提案します。 ・全ての渡りは調査日の天候により大きく変わるため、同時期で複数日設定すること。 ・サシバ・ハチクマの春の渡り 5月上旬も入れること ・ノスリの秋の渡り 10月上旬の調査だけでは渡りの時期をカバーできないため、10中旬～10下旬の調査も実施すること。 ・ガン・ハクチョウ類 2月下旬から3月中旬の北帰時に通過するため、この時期の調査も実施すること。	渡り鳥調査日程については、頂いたご意見も参考に、周囲の渡り鳥の確認状況も踏まえて設定いたします。なお、渡り状況は天候により大きく変わることも踏まえて、複数日設定する予定です。
73	○第6章表6.2-1(28) 9. 評価の手法について具体的な評価の方法についての記述が無いと思われます。評価者、評価の方法などを明記し、評価、結果の検証が適切な機関、団体によって行われるようにすることを提案します。 また、希少猛禽類のうち、特にイヌワシについては、滋賀県知事意見書に対する事業者の見解に、「本事業の実施に伴う樹木の伐採による環境変化が行動様式を変化させる可能性が想定されることから、環境変化後の影響、事業実施における行動圏に与える影響についても予測および評価を行います」と述べておられますが、その予測および評価の具体的な手法についても記述をお願いします。	具体的な評価の方法については、現地調査結果と事業計画を重ね合わせ、保全措置により影響が回避又は低減できているかどうか、ということになります。環境アセスメントは、一般財団法人日本気象協会が実施しますが、その評価結果が適切かどうかについて、国の機関である経済産業省や環境省、滋賀県や福井県等の地方自治体が審査することになります。 また、イヌワシについては「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠して調査及び予測を行い、周囲に生息しているペアが確認された場合には、専門家のヒアリングを行い、行動圏についても解析を行い、その解析結果を踏まえ、事業実施区域の変更・見直し等環境保全措置を検討することとしております。
74	○第6章表6.2-1(29) 調査手法及び内容（動物）のうち、鳥類の渡り時の移動経路の調査手法について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）に記されているように、小鳥類の渡りは夜間にも行われるので、日の出前後および日没前後の目視、鳴き声を中心とした調査だけでは不十分であり、同手引きに準拠し、船舶レーダーを使用した夜間調査を併用して実施されることを提案します。	レーダー調査はアセスメントの評価手法として確立していないこと、レーダーは使用できる地形条件等が限られることから、方法書段階では記載しておりません。しかしながら、渡り鳥のルートである可能性が高いエリアであること、レーダー調査実施のご意見を他の方からも多数頂いていることも踏まえ、今後、レーダー調査の実施を慎重に検討いたします。

日刊新聞に掲載した公告

・福井新聞、中日新聞（滋賀版）、朝日新聞（滋賀版）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧徴し、説明会を開催します。

一、事業者の名称
株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂本 清
〒107-0052 東京都港区赤坂
一丁目四四 赤坂インターシティ三階
(仮称)余呉南越前第一・第二ウインドファーム

二、対象事業の名称
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大約十七万キロワット
第一事業：最大八万五千キロワット
第二事業：最大八万五千キロワット

三、対象事業実施区域
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
滋賀県長浜市、福井県敦賀市及び
南条郡南越前町
滋賀県民生活部県民活動生活課県民情報室
滋賀県湖北環境事務所
長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課
長浜市北部振興局
長浜市余呉支所
福井県安全環境部環境政策課
敦賀市役所環境廃棄物対策課
南越前町役場
南越前町今庄事務所
南越前町河野事務所

五、縦覧の場所・時間
電子縦覧
期間 <http://greenpower.co.jp/index.php/jp>
平成三十一年一月十六日(水)から
平成三十一年二月十八日(月)まで
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

六、意見書の提出
の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年三月五日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、今庄地区公民館 坂分館(福井県南条郡南越前町大門八二二三) 一月二十四日(木) 十九時より
二、中河内集会所(滋賀県長浜市余呉町中河内八六一二) 一月二十五日(金) 十四時より
三、長浜市立余呉文化ホール(滋賀県長浜市余呉町中之郷二四三四) 一月二十五日(金) 十九時より
四、プラザ高家会館(福井県敦賀市東洋町一一) 一月二十六日(土) 十九時より

八、問い合わせ先
株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目四四
赤坂インターシティ三階

自治体広報誌への掲載

「広報ながはま」1月号掲載

情報ひろば

●市民の皆さんのサークル・団体が行う催しを掲載します。
掲載希望の場合は下記の締切までにメールで原稿をお寄せください。>kouhoushi@city.nagahama.lg.jp
2月15日号：1月15日(火) 3月1日号：1月28日(月)
●営利目的など掲載できない催しもあります。詳しくは市民広報課(☎65-6504)までお問い合わせください。

お知らせ

◆長浜市消防出初式

【と き】1月6日(日)

出初式 9時

表彰式 10時

【ところ】出初式 浅井支所(内保町)

表彰式 浅井文化ホール(内保町)

【問】滋賀県消防協会長浜支部事務局
(湖北地域消防本部長浜消防署内)
(☎62-9194)

◆(仮称)余呉南越前ウィンドファーム風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会

【縦覧期間】1月16日(水)～2月18日(日)
8時30分～17時15分
(土、日、祝日除く)

※事業者ホームページでも閲覧できます

【縦覧場所】環境保全課、北部振興局地域振興課、余呉支所

【意見提出】縦覧場所に設置している意見箱へ投函または3月5日(火)までに郵送で下記まで。

説明会

【と き】1月25日(金)

①14時～15時30分

②19時～20時30分

【ところ】①中河内集会所(余呉町中河内)
②余呉文化ホール(余呉町中之郷)

※申込不要。

【問】(株)グリーンパワーインベストメント
〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44
赤坂インターシティ3階
(☎03-4510-2100)

催し

◆湖北ブロック滋賀県園児絵画展
長浜市、米原市の民間保育所および認定子ども園の子ども達の元気一杯に描いた絵画をご鑑賞ください。

【と き】1月11日(金)～14日(月・祝)
9時～17時

※初日は15時～17時

【ところ】リュートプラザ(難波町)

【問】長浜愛児園(☎63-4650)

◆Englishカフェ

英語を使ったゲームやフリートークを楽しみましょう。

【と き】1月19日(土)13時～15時

【ところ】多文化共生・国際文化交流
ハウスGEO(神照町)

【定員】15人(先着順)

【参加費】500円(お菓子・ドリンク付き)

【申込み】1月18日(金)までに電話で
下記まで。

【問・申】長浜市民国際交流協会
(☎63-4100)

◆第12回新春近江高月観音寄席

日本の伝統和芸をたっぷり楽しんでください。

【と き】1月19日(土)14時～

【ところ】サン・レイナー高月
(高月町渡岸寺)

【出演】桂 出丸氏、桂 ちようば氏

【定員】100人

(未就学児の入場はご遠慮ください。)

【入場料】前売券1,500円

当日券1,800円

【問・申】NPO法人花と観音の里
(☎85-5557)

◆至近距離クラシックライブ

【と き】1月20日(日)14時～15時30分

【ところ】臨湖(港町)

【参加費】1,000円(中学生以下無料)

【内容】ヴァイオリン・ピアノの演奏(約
1時間)。演奏後質問タイム。
お子様連れで参加できます。

【問】臨湖(☎65-2120)

◆白扇落語会

社会人の落語大会入賞者らによる落語で

新春を祝います。紙芝居もあります。

【と き】1月26日(土)13時～15時30分

【ところ】レンタルスペース松橋(北船町)

【内容】上方・江戸落語と紙芝居

※申込不要、参加費無料。

【問】白扇落語会 宮島

(☎090-8565-7558)

◆中国のお正月パーティー「春節祭」

本場中国の料理と日本料理を味わいながら中国舞踊、二胡の演奏や日本舞踊などを楽しめます。

【と き】1月27日(日)12時～16時

【ところ】市民交流センター(地福寺町)

【参加費】一般1,000円、会員800円
留学生・技能研修生・小学生
500円(幼児は無料)

【定員】100人(先着順)

【申込み】FAXまたはメールで下記まで。

【問・申】長浜市日中友好協会

☎/☎63-9265

✉ fu94ma@za.ztv.ne.jp

講座・教室

◆滋賀県高次脳機能障害リハビリテーション講習会

【と き】1月19日(土)13時～16時
10分

【ところ】北ビコホテルグラツィエ(港町)

【内容】講演「高次脳機能障害の基礎理解」、
「発達障害(神経発達症)の理解と支援」
シンポジウム「くらし方の工夫」
個別相談コーナー

【定員】150人(当日参加可)

【参加費】無料

【問】(一社)ないう 脳外傷友の会「しが」
(☎62-2800)

◆大人のための英会話入門・韓国語入門市民講座

【と き】1月29日(火)～

毎週火曜日(全8回)

有料広告欄

屋根補修 漆喰塗り直し
(雨漏れ補修) 屋根・外壁塗装

総合住宅リフォーム ローンOK!
住まいのことなら何でもおまかせ!! 月々5,000円～

(株)三共 [本社]
彦根市和田町41-11

☎0120-272-852

離婚・相続・交通事故・借金などのお悩みを
専門家の弁護士と一緒に解決しませんか?

相談料 1時間5,000円(税込)
(交通事故(被害者の方)・借金問題は無料(初回))

ohmi law office
弁護士法人あろみ法律事務所(滋賀県弁護士会所属)
所長弁護士 代表弁護士 竹内 真 弁護士 小村 寛司

相談予約受付 0749-68-1530
(相談受付時間 平日:9時～18時 土曜日:9時～15時 その他時間帯も応相談)

無料相談

相談名	日時等	場 所	申込み・問合せ
結婚相談	1月17日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 ☎ 45-1111
	1月13日(日)、16日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 ☎ 47-3767
	1月17日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 ☎ 48-2111
法律相談 (事前要予約)	1月15日(火) 13:00～16:00 相談員 館 悠平 弁護士	河野保健福祉センター	社会福祉協議会河野支所 ☎ 48-2260
行政相談	1月19日(土) 9:00～11:00 相談員 井上 英之 さん(金 粕)	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 ☎ 47-8013

農作物被害軽減のために活動してみませんか

近年、有害鳥獣による農作物被害が増加しており、町では有害鳥獣捕獲隊員による捕獲活動を実施し、被害軽減に努めています。

有害鳥獣捕獲隊員として活動するためには、狩猟免許を取得し、福井県猟友会に入会し一定の要件を満たした上、猟友会からの推薦が必要です。

町鳥獣害対策協議会では、狩猟免許取得に係る準備講習会受講費用の補助を実施していますので、この機会にぜひ受講ください。

● 狩猟準備講習会 ●

日 時 2月23日(土)、24日(日) 午前9時～午後4時30分
会 場 福井県中小企業産業大学校

申込締切
2月15日(金)

● 狩猟免許取得 ●

日 時 3月3日(日) 午前9時30分～午後4時30分
会 場 福井県立大学永平寺キャンパス

申込締切
1月31日(日)

※詳しくは、町ホームページ「平成30年度第3回狩猟免許試験実施のお知らせ」をご覧ください。

■ 問合せ 農林水産課 ☎ 47-8001



(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、説明会を開催します。

■ 事業者名 株式会社グリーンパワーインベストメント(本社：東京都)

■ 事業名 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業
(発電出力1基 3.4MW～4.2MW 風車 最大50基程度)

■ 事業区域 滋賀県長浜市余呉町および南越前町

■ 縦覧場所 役場総務課、各事務所窓口(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時)

右記ウェブページでもご覧いただけます。http://greenpower.co.jp/index.php/jp

■ 募集方法 ご意見やご質問は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱または郵送(3月5日(火)当日消印有効)で提出することができます(電話によるご意見、ご質問はお受けできません)。

■ 期 間 1月16日(水)～2月18日(月)

■ 説明会 日時：1月24日(木)午後7時～午後8時30分 場所：今庄地区公民館分館

■ 意見の郵送先・問合せ 株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

くらし



人権相談日

人権に関するさまざまな相談をお受けしています。

とき 2月8日(金) 13時～16時

ところ 三島会館

対象 市民の方(無料)

問合せ・申込先

福井県人権センター

☎0776・29・2111

市長・市議 立候補予定者説明会

- ◆とき 2月17日(日) 13時30分～
- ◆ところ 敦賀美方消防組合 消防本部
3階 講堂
※市役所向かって左手の防災センター
入口からお入りください。

【問合せ先】敦賀市選挙管理委員会 ☎22-8101

Jアラート情報伝達試験

災害・緊急時の情報を確実に市民の皆さんへ伝えるため、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達試験を行います。

とき 2月20日(水) 11時～

対象 市内全域

試験内容

▼緊急告知FMラジオ、屋外スピーカー
(放送内容)
チャイム+「これはJアラートのテストです」

▼トンボメール(市防災メール)
登録者にテストメールを配信
問合せ先
危機管理対策課

☎22・8166

人間ドックに骨密度検査(オプショナル)が追加されました

骨密度検査は、骨折の原因となる骨粗しょう症の予防や適切な治療を行うことを目的としています。特に骨粗しょう症の70%は女性と言われており、閉経後にはホルモンバランスが崩れ、骨密度が低下します。

検査で自分の骨の状態を把握して、骨折などから身を守るために生活習慣や食事を変えていきます。

料 金 3,240円(税込)

※人間ドックとセットでお申込みください。

問合せ・申込先

市立敦賀病院総合健診センター

☎22・3611

「環境影響評価方法書」の縦覧を行います

滋賀県長浜市および福井県南条郡南越前町における風力発電事業の実施に当たり、調査や評価の計画を示した「環境影響評価方法書」の縦覧を行います。また、方法書に関して事業者による説明会が開催されます。

対象事業

(仮称)余呉南越前第一・第二
ウインドファーム発電事業
事業者

(株)グリーンパワーインベスト
メント(本社 東京都港区)

縦覧期間

1月16日(水)～2月18日(月)

縦覧場所

市役所3階環境廃棄物対策課

※事業者のホームページで電子縦覧もできます。

【方法書説明会】

とき 1月26日(土) 19時～

ところ プラザ萬象

問合せ先

(株)グリーンパワーインベスト
メント(担当 大塚)

☎03・4510・2100

環境廃棄物対策課

☎22・8121

裁判所競売物件情報の公開

裁判所では、競売物件(戸建住宅、マンション、農地など)の情報を毎月インターネットで公開しています。

公開開始日

1月17日(木)、2月14日(木)、

3月28日(木)、5月9日(木)、

6月6日(木)、7月4日(木)

※「BIT」で検索

(<http://bit.sikou.jp/>)

問合せ先

福井地方裁判所敦賀支部

☎22・0812

お知らせ

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称）余呉町越前第一・第二windファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧致し、説明会を開催します。

①事業者の名称
株式会社クリーンパワーインベストメント

代表取締役社長 坂本 誠
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44
赤坂インターシティ3階

②対象事業の名称
（仮称）余呉町越前第一・第二windファーム
風力発電設置事業

③概要
風力設備出力 最大17キロワット

④内容
第一事業：最大9万5千キロワット
第二事業：最大6万5千キロワット

⑤対象事業実施区域
滋賀県長浜市余呉町・横井町余呉町越前町

⑥環境影響を受ける範囲であると思われる地域の範囲
滋賀県長浜市・横井町余呉町及び南余呉町越前町

⑦縦覧の場所・時間
滋賀県長浜市余呉町衛生生活課長情報室
滋賀県湖北環境事務所
長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課
長浜市北部支所
長浜市余呉支所
横井町安全環境部環境政策課
横井町衛生生活課環境対策課
南越前町役所
南越前町今庄事務所
南越前町河野事務所

電子閲覧
<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>

期間
平成31年1月16日（水）～1月31日（金）まで
※いずれも土・日・祝日を除く

⑧縦覧の方法
環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からの意見を
お持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入
入のうえ、縦覧場所にご提出ください。意見書には捺印くださ
るか、平成31年3月5日（火）までに問い合わせ先へ郵送くださ
る（当日宛印有）。

⑨住民説明会の開催を予定する場所・日時
⑩今庄地区公民館分館（南越前町今庄町大目1-1）
1月24日（水）19時より
1月25日（木）19時より

⑪中河内集会所（滋賀県長浜市余呉町中河内86-1）
1月25日（金）14時より

⑫長浜市立余呉文化ホール（滋賀県長浜市余呉町中之郷2434）
1月26日（土）19時より

⑬フラザ南余呉町横井町余呉町東津町1-1
1月26日（土）19時より

⑭お問い合わせ先
株式会社クリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44
赤坂インターシティ3階

当社ホームページ掲載内容



日本語 English

[会社紹介](#) [開発事業紹介](#) [稼働中案件紹介](#) [ニュース](#) [問い合わせ](#)
〔仮称〕余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書の電子閲覧について

当社は、平成31年1月15日付で、環境影響評価法に基づき、経済産業大臣に「〔仮称〕余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を届け出ました。方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

※閲覧には、Internet Explorer をご利用ください。それ以外の環境（ブラウザ）では、正常に表示できない可能性があります。

◆閲覧についてのご案内（ブラウザの設定方法について）
方法書
◆表紙・目次

- ◆第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ◆第2章 [第一種事業の目的及び内容](#)
- ◆第3章 [事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況）](#)
[事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況）](#)
- ◆第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- ◆第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- ◆第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- ◆第7章 [その他環境省令で定める事項](#)
- ◆第8章 [環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

◆方法書の要約書
◆意見書

[〔仮称〕余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について<意見書様式>](#)

* 閲覧にはInternet Exploreでの閲覧を推奨いたします *

方法書及び要約書は、平成31年1月16日（水）～平成31年2月18日（月）の期間中は閲覧が可能です。

本書に記載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び電子地形図2万5千を複製したものです。（承認番号 平30信根 第980号）

本書に記載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

お 知 ら せ

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成31年1月16日(水)～平成31年2月18日(月)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、
備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成31年1月16日(水)～平成31年3月5日(火)
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒107-0052

東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階
株式会社グリーンパワーインベストメント 担当: 大塚 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://greenpower.co.jp/index.php/jp>

以上

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書

閱覽用紙

ご住所

ご氏名

「(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合は、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

平成31年 月 日

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.